

TIES 共同利用細則

(目的)

第1条 この細則は、TIES 共同利用規約第3条に基づき、特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES(以下「本法人」という。)が提供する TIES 共同利用サイトのサービス(以下「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(細則の遵守)

第2条 本サービスを利用する者(以下「利用者」という。)はこの細則を遵守するものとし、利用者はこの細則の内容を承諾したものとみなす。

(用語の定義)

第3条 本サービスにおける用語を次のとおり定義する。

- (1) コースとは、一つの講座(科目)であり、1回の授業または複数回の授業から構成される。
- (2) 同じコース内容であっても、前期と後期で受講者が違う場合は、別のコースとして扱うものとする。
- (3) コースを提供する個人のことをコース提供者といい、コースを受講する個人のことを受講者という。

(本サービスの内容)

第4条 本サービスは、ラーニングマネジメントシステム(LMS)による教育学習支援サービスを提供するものである。

2 本サービスは、次の各号に掲げるサービスで構成する。

(1) コース提供者支援サービス

ア コース提供者に対する支援サービスで、コース提供者がレジュメや講義ビデオなどの講義資料、小テスト、レポートなどの課題をまとめた講義用の Web ページを作成し、受講者に提供できるように支援するサービスをいう。

イ コースを提供しようとする者は、本法人に対しコース提供申請を行い、本法人の承認を得るものとする。

ウ コース提供者は本法人のヘルプデスクを、メールまたは FAX にて利用することができる。

(2) 受講者支援サービス

ア 受講者に対する支援サービスで、受講者が講義資料や講義ビデオを閲覧又は視聴し、小テストやレポートなどの課題を行い、コース提供者から学習指導を受けられるように支援するサービスをいう。

イ コースを受講しようとする者は、コース提供者に受講を申し出て、コース提供者が受講者数(必

要な受講者のアカウントの数)を本法人に申し込むものとする。ただし、第9条第3号に定める1つの受講者のアカウントを共同利用する場合は、コース提供者からの受講者数の申し込みは不要とする。

ウ 受講者は本法人のヘルプデスクを、TIES のメッセージ機能にて利用することができる。ただし、第9条第3号に定める1つの受講者のアカウントを共同利用する場合は、受講者からのヘルプデスクは利用できない。

(本サービスのアカウント)

第5条 コース提供者又は受講者として本サービスを利用しようとする者は、次の各号に掲げるアカウントのいずれかを使用して、本サービスを利用するものとする。

(1) 学認アカウント

学術認証フェデレーション(以下、「学認」という)に参加している機関に所属するコース提供者及び受講者は、学認の統一認証アカウント(以下、「学認アカウント」という)により本サービスを利用するものとする。

ただし、学認アカウントによる本サービス利用のために必要な所属機関のシステム設定は、コース提供者が所属機関のシステム管理者に申し出ること。

(2) TIES 学認アカウント

ア 学認アカウントを持たない機関に所属するコース提供者は、本法人が発行する学認の統一認証アカウントにより本サービスを利用するものとする。

イ 本法人が発行するアカウントを TIES 学認アカウントといい、これにより学認のサービスも利用することもできる。

(3) TIES 受講者アカウント

ア 学認アカウントを持たない機関に所属する受講者は、本法人が発行する受講者用のアカウントにより本サービスを利用するものとする。

イ この受講者用のアカウントを TIES 受講者アカウントといい、これによる学認のサービスは利用できない。

(共同利用サービスの利用申請)

第6条 本サービスを利用しようとする場合、別途定める「TIES 共同利用サービス申込書」により本法人に申請し、本法人の承認を得るものとする。この申込書には有料用と無料用があり、第9条の無料サービスの要件を満たす場合は無料用、無料サービスの要件を満たさない場合は有料用により申請するものとする。

2 本法人は、前項の申請を審査し、適当と認める場合に本サービスの利用を承認する。また、TIES 学認アカウントが必要な申請者は、これと同時に TIES 学認アカウントの発行手続きを取るものとする。

る。

3 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本法人は申請を承認しない。

また、承認後に判明した場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 申請が所定の方法に適合しない場合
- (2) 申請の内容に虚偽又は重大な誤りがある場合
- (3) 過去に TIES 共同利用規約又はこの細則に違反した場合
- (4) TIES 共同利用規約又はこの細則に違反する恐れがあると判断する相当の理由がある場合
- (5) その他、本法人が不相当と判断する相当の理由がある場合

(TIES 学認アカウントの管理)

第7条 利用者は、本法人が発行した TIES 学認アカウントを第三者に使用、貸与、譲渡又は開示等を行ってはならない。また、TIES 学認アカウントの盗難又は第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を本法人に連絡するものとし、本法人から指示があるときは、それに従うものとする。

2 TIES 学認アカウントの使用上の誤り又は第三者による不正使用等より損害が生じた場合であっても、本法人は一切その責任を負わないものとする。また、TIES 学認アカウントが第三者に使用された場合に、本法人は、当該アカウントの ID に対応する本人が使用したとみなすものとする。

3 本法人は、受講者を直接管理することはない。そのため、コース提供者に発行される TIES 受講者アカウントは、コース提供者の責任のもと受講者に配付し、その後も適切に管理するものとする。

4 前号において、コース提供者は、自分のコースの受講者が TIES 共同利用規約又は本利用細則に違反した事実を知った場合、直ちにその旨を本法人に連絡するものとし、本法人から指示があるときは、それに従うものとする。

(利用料金)

第8条 利用料金は別に定めるものとし、コース提供者が本法人に支払うものとする。

2 コース提供者は、利用料金を本法人から請求書を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。

3 支払期限までに支払を怠った場合は、延滞金として、支払期日の翌日から支払をする日までの日数に対し、年5%の割合で計算した額を支払うものとし、入金を確認されるまでの期間は有償サービスを行わないものとする。

4 支払済みの利用料金は、受講者が無くて不開講となった場合を除いて、返還しないものとする。

(無料サービスの範囲)

第9条 本サービスのうち、次の各号に掲げる範囲内のサービスは無料とする。

- (1) 一人のコース提供者について、年間1つだけのコース提供の場合
- (2) 一人のコース提供者からのヘルプデスクの利用が、年間3インシデント以内の場合
- (3) 一つのコースで受講者が複数の場合であっても、発行する TIES 受講者アカウントは一つだけとし、これを全受講者で共同利用する場合

(利用期間)

第10条 本サービスの利用期間は、利用承認を受けた日から当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)末日までとし、当該年度末(3月31日)をもってコース提供サービスは終了するものとする。また、TIES 学認アカウントは失効するものとする。

2 本法人は、コース提供者に対し、利用期間終了の1か月前までに利用期間終了の予告通知を行うものとする。

3 コース提供者が、翌年度も利用の継続を希望する場合、別途定める「[TIES 共同利用サービス継続利用届](#)」により本法人に継続利用申請を行うものとする。

4 本法人が、継続利用を承認した場合、さらに翌年度1年間の利用を認めるものとし、以下同様に前項2から3を繰り返すものとする。

5 継続利用が認められた場合であっても、これまでのコース内容(レジュメ、講義ビデオ、講義資料、テスト、レポート、課題、受講生の学習記録等)は当該年度末をもってすべて削除するものとする。

(変更届)

第11条 コース提供者は、利用申請後に届け出た内容に変更が生じた場合は、別途定める「[TIES 共同利用サービス申込内容変更届](#)」により、その旨を本法人に届け出るものとする。

2 コース提供者が前項の届出を怠った場合は、コース提供者ならびにコース提供者が所属する機関が不利益を被ったとしても、本法人はいかなる責任も負わないものとする。

また、本法人からのメールや郵便等による通知がコース提供者に不到達となった場合、その原因がコース提供者側にあった場合、本法人はいかなる責任も負わないものとする。

(利用の中止)

第12条 利用者が利用期間中に本サービスの利用を中止する場合は、別途定める「[TIES 共同利用サービス中止届](#)」により本法人に届け出るものとする。

(改廃等)

第13条 この細則の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

2 本法人は、この細則を改廃した場合、本サービスのホームページ上への掲載又は本法人が相当と判断する他の方法で利用者に通知する。この場合、施行日当日までに、利用者にその内容を通知するものとする。

附則

この規約は平成 25 年 6 月 15 日から適用する。

附則

この規約は平成 25 年 11 月 19 日改正、平成 25 年 11 月 19 日(又は同日)から施行する。